

## 児童虐待による死亡事例に係る検証報告について

### 1 検証体制

児童虐待の防止等に関する法律において、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、再発防止に向けた検討を行う責務があると規定されている。

そのため、本市は、札幌市子ども・子育て会議に常設している児童福祉部会に検証を依頼し、児童福祉部会の下に設置した検証ワーキンググループにおいて具体的な検証を行い、このたび報告書を取りまとめた。

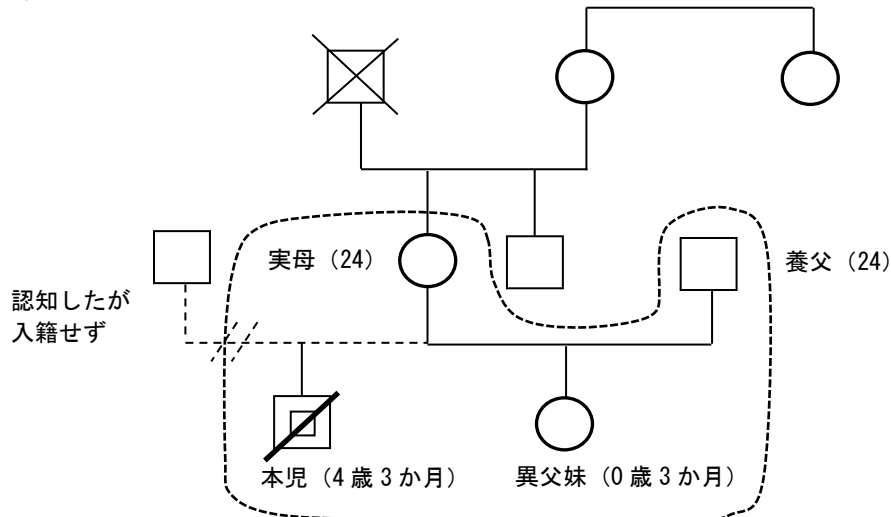
### 2 事例の概要

平成 27 年 9 月 17 日午前 1 時半頃、自宅で長男（以下、「本児」という。）の腹部を殴り、出血性ショックで死なせた疑いで養父が逮捕された。養父は「かっとなって殴った」と供述し、容疑を認めた。

養父は殴った後に本児が息をしていないことに気づき、実母に 119 番通報させ、本児は病院に搬送されたが、同日死亡が確認された。

養父は平成 27 年 10 月 9 日に傷害致死罪で札幌地裁に起訴され、懲役 8 年の刑で確定している。

### 3 家族構成（事件当時）



### 4 事例の経過

平成 23 年 1 月	本児の妊娠が判明。保健センターによる継続支援を開始
平成 25 年 12 月	保健センターによる継続支援を終結
平成 26 年 9 月	実母、パートナー（養父）との同居を開始
12 月	本児、保育所を退所
平成 27 年 6 月	異父妹の新生児訪問で保健センターが家庭訪問を実施し、継続支援の再開を決定
9 月 1 日	病院から児童相談所に虐待通告（養父からの虐待疑い）
9 月 3 日	児童相談所が主治医、実母、本児と面談
9 月 8 日	児童相談所が養父と面談
	・一時保護処分ではなく、在宅指導とし、今後は児童相談所と保

- 健センターが見守る方針を決定
- 9月9日 児童相談所から保健センターに方針を説明  
・定期訪問による今後の世帯の見守りを依頼
- 9月14日 本児、病院を退院  
・今後は本児の発達検査の調整を行う（児童相談所）  
・実母と10月2日の面談を約束（保健センター）
- 9月17日 事件発生。本児死亡
- 9月20日 養父逮捕

## 5 検証経過

- 平成27年12月16日 第1回児童福祉部会（検証組織の設置、スケジュール等）
- 平成28年1月27日 第1回検証ワーキンググループ
- 2月～3月 第2～4回検証ワーキンググループ（関係者ヒアリング；  
区保健センター、保育所、病院、児童相談所）
- 4月～5月 第5～6回検証ワーキンググループ（総括的な論点整理）
- 6月16日 第7回検証ワーキンググループ（報告書素案）
- 6月28日 第8回検証ワーキンググループ（報告書原案）
- 7月26日 第2回児童福祉部会（報告書案）

## 6 検証における論点整理

### <支援経過における課題>

#### 第1期（H23.1～H24.11；本児の妊娠・出産）

実母は保健センターと安定的につながっている。しかし、実母の成育歴に一層の関心を持っていれば、その後の支援継続の必要性の認識を高めた可能性がある。

#### 第2期（H24.12～H26.12；保育所入退所、保健センター支援終結、養父との同居）

保健センターに、保育所との協働関係を構築する動きがない。家族力動の変化という観点からのアセスメントがない。

#### 第3期（H27.1～H27.8；異父妹（第2子）誕生）

保健センターは継続支援再開を決定したが、連絡がつかず支援が再開されないままで、結果的に家族の孤立が継続した。

#### 第4期（H27.8.31～H27.9.17；児童相談所の介入）

保健センターと児童相談所の間で情報のやり取りに行き違いあり。児童相談所に、関係機関との協働関係を構築する動きが希薄。リスクと支援ニーズに対応した支援計画の立案のタイミングが遅い。養父のアセスメントが不十分。

### <提言>

- (1) 関係機関との協働という視点からの介入・支援過程の見直し  
⇒家庭復帰時の合同会議、アセスメント共有文書の作成等
- (2) 在宅支援の強化と地域資源の整備  
⇒地域資源整備、制度的枠組みの構築等
- (3) 児童相談所における専門性の向上  
⇒研修体制、人員体制等
- (4) 札幌市における子育て支援体制の強化  
⇒保健センターの体制整備、保育施設と関係機関との連携の仕組みづくり
- (5) (仮称)児童相談体制強化プランとの連動

